

■ 民法（債権関係）改正の議論における消費者契約関係論点の状況（第2回）

| 論点       |                                  | 中間的な論点整理<br>(23年5月) | 中間試案<br>(25年4月)                           | 要綱案のたたき台<br>要綱案の取りまとめに向けた検討<br>(25年9月～)  |
|----------|----------------------------------|---------------------|---|--|
| 消費者契約の特則 | 知識・情報等の格差に配慮する解釈理念               | 第 62-1-(2)          | 第 26-4<br>※信義則等の適用に当たっての考慮要素              | (75A)  |
|          | 一部無効の原則の例外                       | 第 62-2-②、第 32-2-(1) | (第 5-1)                                   |  |
|          | 消費者に不利な合意の制限（消滅時効）               | 第 62-2-③、第 36-1-(4) |   |  |
|          | 消費者に不利な合意の制限（売買）                 | 第 62-2-④、第 40-4-(3) |   |  |
|          | 消費貸借契約における目的物交付前解除権              | 第 62-2-⑤、第 44-1-(3) | 第 37-1-(4)<br>※誰でも解除可／但し損害賠償責任            | 70A 第 4-1-(4)<br>※誰でも解除可／但し損害賠償責任  |
|          | 消費貸借契約における期限前弁済時の免責              | 第 62-2-⑥、第 44-4-(2) | (第 37-6)                                  |  |
|          | 消費貸借契約における抗弁の接続                  | 第 62-2-⑦、第 44-5     |   |  |
|          | 賃貸借契約における原状回復義務に通常損耗の回復を含める特約の無効 | 第 62-2-⑧、第 45-7-(2) | (第 38-13-(3))                             |  |
|          | 委任契約における委任者の賠償義務の制限              | 第 62-2-⑨、第 49-2-(3) | (第 41-3)<br>※委任事務に専門性を要する場合の特則あり          | (73B 第 1-1)<br>※民法第 650 条第 3 項の適用を否定すべき場合についての規律を置くことの是非及びその内容についてどのように考えるか    |
|          | 寄託契約における寄託者の賠償責任の制限              | 第 62-2-⑩、第 52-5-(1) | (第 43-5)<br>※寄託物の保管に専門性を要する場合の特則についての注記あり | (73B 第 2)<br>※民法第 661 条に関する見直しの要否及びその内容について、委任に関する前記第 1-1 の検討結果を踏まえて、どのように考えるか |

| 論点              |                        | 中間的な論点整理<br>(23年5月) | 中間試案<br>(25年4月)                         | 要綱案のたたき台<br>要綱案の取りまとめに向けた検討<br>(25年9月～)   |
|-----------------|------------------------|---------------------|---|---|
|                 | 条項使用者不利の原則             | 第62-2-⑪、第59-3       |   |   |
|                 | 継続的契約の任意解除権            | 第62-2-⑫、第60-2-(4)   | ※第41-6で、民法第656条が維持された場合には、準委任契約の任意解除権あり | (73B第1-2)<br>※民法第656条の規律を維持した上で、一定の類型を対象として、委任の規定の準用を否定する規律を置くことの是非及びその内容について、どのように考えるか |
|                 | 事業者の消費者に対する債権の消滅時効期間短縮 |                     | 第7-2-(注)                                |   |
| その他             | 暴利行為                   | 第28-1-(2)           | 第1-2-(2)                                | 73B第3-2<br>※次のような規定(甲案・乙案)のいずれかを設けるという考え方について、どのように考えるか                                 |
|                 | 複数契約の解除                | 第5-5                | 第11-2                                   | (68A)   |
|                 | 契約締結過程における情報提供義務       | 第23-2               | 第27-2                                   | 75B第1<br>※規定を設けることの当否、規定の内容について、どのように考えるか   |
|                 | 約款(定型条項)の定義            | 第27-2               | 第30-1                                   | 75B第3-1-(1)<br>※規律を設けることについて、どのように考えるか  |
|                 | 約款(定型条項)の組み入れ要件        | 第27-3               | 第30-2                                   | 75B第3-1-(2)、2<br>※規律を設けることについて、どのように考えるか  |
| 約款(定型条項)の不意打ち条項 | 第27-3                  | 第30-3               | 75B第3-3<br>※規律を設けることについて、どのように考えるか      |   |

| 論点                  |                                      | 中間的な論点整理<br>(23年5月)                               | 中間試案<br>(25年4月) | 要綱案のたたき台<br>要綱案の取りまとめに向けた検討<br>(25年9月～)  |
|---------------------|--------------------------------------|---|-----------------|--|
|                     | 約款（定型条項）の変更                          | 第27-4   | 第30-4           | 75B第3-5<br>※規律を設けることについて、どのように考えるか   |
|                     | 約款（定型条項）の不当条項規制                      | 第62-2-①、第31<br>※規制の適用対象として、<br>約款に加え、消費者契約<br>を例示 | 第30-5           | 75B第3-4<br>※規律を設けることについて、どのように考えるか   |
| 検討会で<br>言及された<br>論点 | 追認の要件・法定追認                           | 第32-4-(1)   | 第5-4            | 66A第3-3  |
|                     |                                      | 第32-4-(2)   | 第5-5            | (66A)  |
|                     | 意思能力（定義、意思能力を欠く状態でされた法律行為の効力）        | 第29   | 第2              | 73A第4<br>※意思能力の意義については規定を<br>設けないこととしている   |
|                     | 債務不履行に基づく損害賠償における<br>「債務者の責めに帰すべき事由」 | 第3-2-(2)  | 第10-1-(2)、(3)   | 68A第2-1-(2)  |
|                     | 錯誤（不実表示）                             | 第30-3-(3)   | 第3-2-(2)        | 66B第1-2<br>※規定の要否、具体的な要件の内容等<br>について、どのように考えるか<br>76A第1-2-(2)<br>※部会資料66Bに基づく第76回会議<br>の審議結果を踏まえて改めて検討 |

※グレーの網掛け部分は、当該論点が取り上げられなかったことを示す。